

亀井農林水産大臣とEUフィシュラー農業委員との会談の概要

平成15年9月9日
農林水産省

1. 日時等

平成15年9月8日(月) 11:00～12:30
場所：メキシコ・カンクン
先方：フィシュラーEU農業委員ほか
当方：亀井善之農林水産大臣、木下農林水産審議官、村上総括審議官

2. 会談の概要

(1) 亀井大臣から、WTO農業交渉に関し、以下の内容を述べた。

カスティージョ議長の閣僚会議文書案に関し、青の政策の追加的削減、輸出補助金の「段階的撤廃」、地理的表示等へのEUの具体的対応の見解を伺いたい。

閣僚会議文書案には、市場アクセス分野に、上限関税の設定、重要品目グループの関税割当拡大等が含まれており、3分野間のバランスを欠いている。

関税の上限については、自然、経済、社会的条件に基づく加盟国間の生産条件の違いを無視するものであり、各国にとっての非貿易的関心事項への配慮をも欠くものである。上限関税にまで引下げない場合の追加的市場アクセスの確保については、輸入アクセスの拡大によって、重要品目の国内生産に甚大なる影響を及ぼすものであり、全く受入の余地はない。

(2) これに対し、フィシュラー委員から、次のような発言があった。

日・EUとは緊密な連携が必要であり、今後とも接触を図って行くことが重要である。カンクン閣僚会議の結果は、2005年の期限までにラウンドを終結させることができるかどうかにかかってくる。

ラウンドを進展させていくためには、非貿易的関心事項と平和条項の問題が重要である。平和条項については、現行協定では、2003年末で終了するが、平和条項を延長するか、新しい平和条項を創設することが重要である。非貿易的関心事項については、各国によって関心事項が違うが、一つだけ共通点がある。それは、非貿易的関心事項が交渉において重要な役割を有し、交渉のテーブル乗っている必要があるということである。農業の多面的機能が交渉の中で重要な役割を果たすべきとの考えには同意する。また、地理的表示のワイン・スピリッツから他分野への拡大等についての日本の支持を得たい。

国内支持について、「黄」から「青」の政策への移行が正しいことであると認識することが必要である。「青」の政策を将来的に撤廃するとの考えには反対である。また、「緑」の政策に上限を課そうとの考えも問題外である。

輸出補助金については、ドーハでのマンデートは「削減」である。一方、輸出信用、輸出国貿易、食料援助に関しては、緩やかな規律となっている。

関税割当拡大に関しては、我々は、一般的な関税割当拡大を支持していない。
また、センシティブな品目のタリフラインに関税割当拡大は直接リンクしていない。日・EUは、センシティブな品目について、大幅な関税削減を不可とし、これら品目へのスイスフォーミュラの適用を拒否した。

(3) これに対し、亀井大臣から、次のような発言があった。

期限までに、ラウンドを終結するためには、各国の考えが反映されることが重要である。平和

条項については、我が国としては議論していきたい。地理的表示については、我が国の農産物において、生産者、消費者のそれぞれの問題を検討する必要があるが、協議して行くことに関しては、専門家レベルで十分考えさせたい。

「緑」の政策について、EUと立場は同じである。非貿易的関心事項の確保や継続的改革にも必要であり、要件の厳格化は受け入れられない。全ての形態の輸出補助金に同一の規律が必要である。

EUと個々の問題で異なる部分があるが、EUの関心事項を我が国が支援していくために、我が国の問題に協力をしてもらうことが重要である。

< 問い合わせ先 >

大臣官房国際部国際政策課長 平島

代表03-3502-8111 (内線)6610

直通03-3502-8618

大臣官房国際部国際経済課 遠藤

代表03-3502-8111 (内線) 6651

直通03-3502-0897